

The Relations between the Maeda Family and the Tokugawa Shogun Family in 1631: The Doubts as to the Theory of 1631's Crisis of the Maeda Family

メタデータ	言語: jpn
	出版者:
	公開日: 2023-05-11
	キーワード (Ja):
	キーワード (En):
	作成者:
	メールアドレス:
	所属:
URL	https://doi.org/10.24517/00069561

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



寛永八年の加賀前田家と将軍家

—「寛永危機」説への疑義—

木 越 隆 三

はじめに

徳川幕府二代将軍秀忠は元和九年（一六三三）七月、将軍職を三代家光に譲り、江戸城西丸に隠居したが、その後も大御所として君臨し寛永九年（一六三二）一月二四日の病死まで徳川家の公儀権力を掌握し主導し続けたので、この約一〇年は秀忠大御所時代と呼ばれる。しかし秀忠大御所時代の幕府（公儀）の意思は当初より形式上、将軍家光の御意も加えており、西丸と本丸の筆頭年寄が連署する奉書によって示された。つまり秀忠大御所時代の幕閣は、西丸年寄衆五人と本丸年寄衆四人に分かれ秀忠・家光それぞれに仕えていたが、公儀としての意向は大御所・将軍双方の上意をうけた西丸・本丸年寄連署状によって天下に公布されたという^①。

秀忠死後、将軍家光の親政がはじまると、家光は従来の幕府年寄の新旧交代をうながし、側近を老中に登用し寛

永一五年末には「職」として制度化された老中制が確立した^②。寛永九年一月にはじまる家光親政のもと武家諸法度改訂など独自策も打ち出され幕府機構は整備され、家光親政は慶安四年（一六五二）四月の家光死去まで足掛け二〇年に及ぶ。これに促され国持大名諸藩でも家老職のあり方に変容もおき職制整備がすすんだ^③。

本論では秀忠大御所時代最後の寛永八年と家光親政最初の年である同九年に絞り、加賀前田家と将軍家の間でどのような政治的交流があったか信頼の置ける史料にもとづき確認し、寛永八年の前田家が改易・取潰しという御家存亡の危機に直面したとする旧来の理解が成り立たないことを示すつもりであるが、さらに同時期の幕政が直面した課題についても視点を広げ、加賀藩が家光親政にどのような貢献をしたのか、前田家の幕政への関わりを幕政全体のなかで、いささか考えてみたい。

まず寛永八年の前田家存続の危機についてであるが、明確

に通史叙述された始まりは戦前の『石川県史 第二編』³であろう。著者日置謙は「幕府、加賀藩の行動を疑ふ」との見出しを掲げつぎのように御家存続の危機の端緒を語り出す。

「寛永八年に至り突如として困難なる一問題の起るに遭遇せり。この年七月、前將軍秀忠疾みしを以て、利常は江戸に至りて之を訪ひ、八月国に就きしが、同月臣僚の子弟にして身体強健、事に堪ふる者を撰びて小姓とし、十月には先の大坂役に勲功ありし者を調査して之を追賞し、多く船舶を他国より購ひ、且つ今夏災に罹りたる金沢城を修して大に陣壘を鞏固にする等、白眼を以て之を見れば、その行動稍疑ふべきものなしとせざりき。是に於いて、加賀侯前將軍の不予に乗じて不軌を図らんとすとの流言、頻に江戸に行はれ、而して幕府も亦頗る之に関心すとの密報を得たり」(日置説①)。

これに続き日置は、利常が老臣本多政重・横山長知の二人を招き「議して曰く、社稷存亡の期、方に今日に在り」と述べ、自ら参府し弁明すべきか、城に止まり幕府の討伐を待つに利ありか二人から意見を徴し、江戸に急ぎ参動し弁明すべしと説く長知の方策を選ぶ。さらに弁明の適任者を問われ、長知が嫡男康玄を推挙するや、すぐこれに決し

たと述べる(日置説②)。その結果利常・光高父子は一月二五日横山康玄を引き連れ金沢を発駕、二月一〇日江戸に着いた。幕閣土井利勝から登城命令をうけるや、利常は康玄に登城を命じ、康玄は利勝の挙げた嫌疑の一つ一つの確に反駁し事なきを得たと述べる(日置説③)。

このような日置説の根拠は『加賀藩史料』二編の十一月二五日条に掲載する「三壺聞書」「懷惠夜話」「松梅語園」であり、いずれも元禄以後に成立した夜話録・稗史の類で二次史料であつた。しかも、「三壺聞書」「懷惠夜話」「松梅語園」の記述を詳細にみると、相互に矛盾があり、何らかの判断を行い取捨選択しないと日置説には至らないこともわかる。つまり、上記の日置説①②③は確実な一書(史料)を典拠としたものでなく、いくつかの典拠を融合させ、独自の解釈も加え形成されたものであつた。

たとえば、江戸参府をめぐる本多・横山との相談の件や康玄推挙のことは「三壺聞書」になく「懷惠夜話」のみが記す。「三壺聞書」では康玄指名の件は、幕府から江戸屋敷留守居の家臣に登城せよとの指示があり、利常に御意を窺つたところ江戸屋敷にいた家老奥村栄政・今枝直恒・横山康玄をみて、利常がとくに康玄を指名し登城したと述べる。康玄は金沢から随行させたというより、在江戸の家老

であつたように記す。このように日置説②は「懷惠夜話」に依拠したものであつた。これに続く日置説③の叙述はおおむね「三壺聞書」に依拠し、横山康玄の見事な弁明を利常が称賛したとまとめる点も含めほとんど同一である。齟齬するのは、大船購入の嫌疑で、これは「三壺聞書」になく、「懷惠夜話」の記述を採用し付け足したものであつた。

このように日置の寛永危機説は、二次史料の語る逸話を適宜組み合わせたものであつたが、おおむね戦後の加賀藩通史叙述に踏襲され、ほぼ共通理解として定着した^⑤。定説となつた感がつよい寛永危機説であるが、最初に、この点をもう少し詳細に検証し、日置説と典拠史料との間にある重要な相違を確認し、そのあと『細川家史料』^⑥など、日置が典拠として使わなかつた寛永八年の同時代史料を駆使し、日置説および典拠史料に含まれる誤断を指摘する。またこうした誤断を誘発した背景を探っていくと、幕政運営に重大な支障をきたす不祥事が寛永八年に、徳川宗家ほかいくつかの有力大名家で起きており、幕政の安定にとつて何らかのてこ入れが必要な危うい状態に陥つていたことを示したい。

一 寛永八年八月の前田利常参府

冒頭で寛永八年の前田家危機説の発信源というべき日置説の概要を紹介し、日置説は「三壺聞書」「懷惠夜話」を典拠としこれらから適宜逸話を拾い上げ、合理的な理解となるよう編集されたことを指摘した。しかし、日置説①については「懷惠夜話」「松梅語園」に全く記載がなく、どちらかといえば「三壺聞書」に依拠したといえるが、「三壺聞書」の記述と全く同一でもなく、日置独自の解釈が加えられた部分があつた。最初に、この点を確認しておく。

前田家に対する嫌疑の発端について、日置説①は、寛永八年七月、前將軍秀忠が発病したので利常は江戸に至り秀忠を見舞い同年八月に帰国、そのあと(1)同月家臣子弟のうち身体強健の者を選び小姓に召し抱え、(2)十月に大坂陣の勲功者の再調査を行い恩賞追贈を行った、(3)今夏焼失の金沢城再建にあたり堀と石垣の普請を行った、(4)他国にて船舶を多数購入した、など幕府より嫌疑を受ける行動があり、江戸にて「加賀侯、前將軍の不予に乘じ」謀反を企てるとの流言が頻に行はれ、幕府もこの噂に頗る「関心すとの密報」を得て、これを御家存続の一大事とみた利常父子が揃つて参勤すると決断したというものであつた。このうち寛永

八年七月の利常の参府と秀忠病氣見舞、同年八月帰国という記述(冒頭引用の傍線部)は、典拠とした『三壺聞書』『懷惠夜話』『松梅語園』どれにも見えない史実であった。日置は何を根拠にこうした指摘を行ったのか目下不明である。しかし、今回調査した『細川家史料』の中にこれを裏付ける細川忠利書状案があったので、このあと紹介する。

ところで周知の『加賀藩史料』寛永八年一月二五日条の綱文は「前田利常、光高相携へて江戸に向ふ。幕府加賀藩の行動を疑ふとの風聞ありしを以てなり」とする。この綱文は『三壺聞書』『懷惠夜話』『松梅語園』の書きぶりと比べると、かなり抑制されており、右の三つの典拠から直ちに導かれない。

まず「松梅語園」は、「或時、大猷院(家光)様より御不審の事あり、江戸へ中納言様召さる事あり、御一世の御大事、この時なりとて人々驚く」と叙述し、將軍家光から直接嫌疑がかかり召喚されたと断定し、事実誤認の傷口を広げている。というのは寛永危機説のプロットで重要なのは幕閣土井利勝への弁明であり、この逸話に欠かせぬ重要人物であるが、「松梅語園」は利勝が江戸城西丸の大御所秀忠付筆頭年寄であったことを完全に無視し、將軍家光からの嫌疑としてしまったからである。家光からの嫌疑ならば、

本丸筆頭年寄酒井忠世(雅楽頭)が出てこなければならず、弁明相手が利勝であるなら、嫌疑をかけた主体は大御所秀忠もしくは西丸政権とすべきであった。家光としたのは凡ミスというより、こうした二次史料の浅薄さを示すものである。さらに「松梅語園」は横山康玄の弁明は、利常父子参府前に行われたが不調に終わり、その後始末をどうするか利常と本多・横山両老が相談したというストーリーに変更されていた。本多・横山両老が命がけで江戸に行くこと利常に向かつて主張するや、利常がこれを押しとどめ、自ら参勤するのが本筋であると両老を説得し、両老はその言葉に涙を流すという利常賛美の物語となっていた。「三壺聞書」「懷惠夜話」では横山康玄の弁明と功績を称える逸話であったが、「松梅語園」では利常賛美の逸話へと変質していた。ここまで作動的な逸話になってしまうと史実確認の史料として使えない。

「懷惠夜話」は危機の発端について「江戸より条々御不審之義申来候」と述べるにとどまり淡泊である。「三壺聞書」の所論を長々と繰り返さないのが「懷惠夜話」の特徴であった。したがって日置説①の典拠は「三壺聞書」しか考えられない。そこで日置説①の典拠に関わると思われる巻九「利常公・光高公江戸御参勤之事」の冒頭部②を掲げておく。

「寛永八年十一月中旬に江戸にて御一門方より御内書の飛脚到来す、其意趣ハ加州金沢ニハ新参之侍共数多被召抱、其上に先年大坂ノ高名仕者共吟味有之、加増被遣人持に成者共多シ、其上に城の堀・石垣普請も有、今程公方様も御不例也、無心元次第也と取沙汰御座候間、品々御父子御参勤被成可然由申来ル、其時分迄ハ毎年ノ代り時分の御参勤と云事なし、何を不時の参勤にて有けれハ、光高公ノ被仰上ハ、某参勤仕也、春に成て貴公様ハ御参勤ニ成候へと被仰上処に、いや／＼父子一度に参勤セハ公儀も可宜、害人残りてハ不可然と被仰、御両方共に俄に御参勤とそ被成ける、十一月廿五日に御発足、下通りハ叶ましきと上通り御参勤有、夜を日に次御着被成けれハ、彼御手廻り之御供の者共、道をふみそこなひ、片腰引て行も有、打またき馬に乗て続くも有、大橋市右衛門・神戸清四郎のミ相続御供す、十二月十日に御着被成」

みた通り「三壺聞書」は七月に利常が参府、八月に帰国したことなど微塵も書いてない。また一二月の参勤については「三壺聞書」のみ参勤日時を明記するが、これが同年二度目の参勤であつたことは全く読み取れない。また参府目的について「三壺聞書」は「御一門方より御内書が届き、「今ほど公方様は御不例であり心もとなき次第なりと、（江戸

にて）取沙汰しているので、御父子御参勤なされ然るべき由を申しきたる」としたあと、光高が当時の参勤慣例を勘案し自分がまず参府すると主張したところ、利常は父子ともに即座に参府するほうがよいと決断したと述べるだけで明確な記述を欠く。文脈から「公方様御不例」の折柄、こうした嫌疑が取沙汰されるのは御家の一大事ゆえ弁明のため江戸に参勤したと読むことはできる。しかし、御一門方が参勤を勧めたのは「寛永八年十一月中旬」であると「三壺聞書」は明記するので、江戸の「取沙汰」弁明のためという参府目的のほかに、日置の場合、公方様御不例につき病氣見舞いということも想定してもよかった。日置は利常が七月に利常が大御所御不例見舞に参府した事実を把握していたからである。

また江戸の「取沙汰」についても、江戸市中の単なる噂とみるのか、幕府の嫌疑とまで踏み込んで解釈するか、「三壺聞書」の書きぶりのみでは判断しがたい。しかし、日置は江戸市中での風聞・噂というにとどめず、幕府が疑念を抱いていたから御一門方から参勤すべきとの助言があつたと解釈し、日置説①②や『加賀藩史料』網文を示したのである。なお「三壺聞書」が「今程公方様も御不例」と記したのは誤解で、大御所秀忠の不例とすべきゆえ日置は「前将

軍」秀忠の不例と訂正している。

このように「三壺聞書」の逸話をもとに利常父子が一二月に急ぎ参府したのは、御一門方から知らされた流言に幕府が疑念をもったゆえ、これを打ち消すためと積極的に解釈したのは日置である。日置は「三壺聞書」の茫洋とした逸話にメリハリのある解釈を加え、「懷惠夜話」の逸話も挿入し^⑤独自の寛永危機説を創出したのである。

しかし、日置説①のうち、病に臥した大御所秀忠を見舞うため利常が七・八月に参府したという記述は「三壺聞書」など日置が示した典拠にみえないだけでなく、日置の寛永危機説のなかでは雑音というべき変調を与える要素となっていた。つまり、七・八月の利常参府という事実をあえて挿入したため、利常が岳父秀忠の病氣見舞いに参府した八月以後一ヶ月迄の間に限定しなげ、あえて嫌疑をうける行動に走ったのか、説明しにくいことになったからである。「三壺聞書」の記述通り、曖昧に祖述すればよいのに、なぜ利常の七・八月参府という事実を加えたのか。また、この事実を日置はどのような史料から知ったのか疑問はふくむ。

さらにいえば、『石川県史二』の「幕府、加賀藩の行動を疑ふ」という見出しの前で日置は、元和三年・寛永六年の

將軍家の前田邸御成はじめ幕府との良好な関係を強調し、寛永危機説の冒頭も「元和偃武の後十五年、加賀藩の形勢は上述の如く概ね平穩にして重大事件と認むべきものなかりしが」と述べる。また寛永危機説のあとは「光高夫人の来嫁」「加賀藩幕府と韓睦を加ふ」「家光本郷邸に臨む」などの見出しのもと家光政権と利常・光高父子の親密な関係を叙述するので、寛永危機説が挿入されると通史として流れは悪い。

前田家への嫌疑が上述(1)～(4)のような江戸市中の風聞・噂であるなら、その前後の良好な関係からみて(4)を除けばさほどの疑惑といえず、「御家存続の危機」という大袈裟な評価とも釣り合わない。また日置説①や『加賀藩史料』網文にて、前田家に対する嫌疑は江戸の噂によると慎重に述べた姿勢と日置説②③の逸話的叙述も背反する。日置説②③は「三壺聞書」「懷惠夜話」の記述に沿って前田家への嫌疑(1)～(4)の逸話をともに叙述したので、日置説①に窺えた慎重姿勢は台無しとなり「三壺聞書」「懷惠夜話」と同質の逸話に堕した。それでも戦後の歴史学は、これを容認し結論のみ引用したが、立論の根拠に積極的にメスを入れることは怠ってきた。

ここで、寛永八年七・八月に利常が参府したことを立証

する史料を紹介する。それは『細川家史料 十』に収載される寛永八年八月一〇日付「細川忠利書状案」^⑩である。発信者である細川忠利は、当時豊前小倉城主であり豊前・豊後三六万石を治める有力大名である。父忠興（三斎）と多くの書状を交換しており、この時期の幕府・大名の動静を知る上で極めて貴重な史料群である。この八月一〇日付書状を發したとき、忠利は江戸にあり、国元（豊前中津）にいた父に前年一二月から八年末まで江戸の動向を逐一知らせた。父三斎は二月二四日参勤、忠利は翌九年一月に帰国御暇の許可が出るが、秀忠の逝去・葬儀などのため二月初めまで在府し三月四日に小倉に帰った。その間の一年二ヵ月、幕政の内幕、諸大名の交際・不祥事ほか江戸の風聞・噂話まで詳細に父三斎に書き送っている。

八月一〇日付書状の冒頭で忠利は「相国様御氣相、六七日以前より打続能御座候」と秀忠の最近の病状にふれ、姫路城主本多美濃守忠政が大御所不例を聞き姫路より急ぎ御見舞に出府したが、駕籠に振られ江戸に到着し頓死したことにふれる（表1参照）。その後段で次のように利常の動静を記す。

「1」此方へ御下向之儀は、再三御無用との注進、此比其元へ可参候、とかく京迄ハ御上洛御尤奉存候、東衆も

^{（伊達政宗）}
正宗をはしめ、江戸近所ニ知行御座候、それまで一兩日中ニ被参之由候、江戸へ参府之衆、はや被上候へと被仰出候へ共、于今忍候而、かゝ肥前殿をはじめ逗留にて御座候、蜂達庵ハ行歩叶不申候故、被罷下儀へとかく成間敷由候、嶋津殿へハ、上洛無用との触状参候、是も、先こしらへ御待候へと、兵部申下候事」

傍線部の前は「再三の江戸下向は無用という幕府の意向（年寄連署奉書）は、近くそちら（豊前）にも届くでしょう。兎も角京都まで上洛されるのは（好ましくないが）妥当と思われます。東国大名衆も伊達政宗はじめ江戸近所に知行をもち、その知行所から一・二日中で江戸に参るとの由」という内容で、傍線部は「江戸に参府してきた大名衆には（將軍から）早く戻るようにと仰せ出られたが、今も秘かに加賀の肥前守利常はじめ（何人か）逗留しております」と解釈できる。利常が密かに江戸に逗留していたと八月一〇日時点で忠利はキャッチしていたのである。傍線部の続きは「蜂須賀（蓬庵）家政は、歩くこともできないので江戸下向はかなり難しき由である。島津家久には（幕府から）上洛無用との触状が届く予定で、使者として伊勢貞昌が下向した」という意味であった。

八年七月一七日に秀忠が倒れた際、忠利は二日後の一九

日「いつもの御むね之御いたみ、又御不食、此中発少よく、一昨十七日ニハ御社参被成候、十八日より又御煩発申候、此度ハなかひき可申かと奉存候」(十巻)と父に知らせている。その後三斎は早速にも病氣見舞のため参府したいと言いつたが、忠利は参府の可否を西丸筆頭年寄土井利勝と相談したが、利勝は時期尚早として国元滞在を指示する。しかし、三斎の参府の思いは強く、忠利は八月九日付書状(十巻)で「大方不残江戸又は近所まで可被参候間、京までハ被成御上候而可然奉存候事」と三斎に、京都まで出ることはやむを得ないと存念を伝えた。しかし、これは土井利勝が認めたことでなく、多くの在国大名が残らず、江戸または江戸の近所に来ている状況に鑑みて忠利が独自に判断したものであった。

幕府の基本姿勢は八月四日付書状の冒頭に「相国様御煩ニ付而、御見廻ニ被成御下候儀御無用之由ニ而、御年寄衆より連状参候由、加民少より申来」(十巻)とあり、今は病氣見舞の参府は無用であり、その旨を命じた西丸本丸年寄衆連署奉書①が発給されるということであった。また前述の八月九日付書状の冒頭でも「相国様御煩御見廻之御下向、御無用との御年寄衆御触状、当月四日ニ進上申候、定而参著可仕と奉存候、又板倉周防殿よりも、御下之儀留ニ

可参と、昨日大炊殿・信濃殿御申候つる、弥三斎様御下向之儀、堅御無用之由可申上之由御申候条、我等申候ハ、上意と申、各被仰触候条、可被任其旨と申候」(十巻)と述べ、八月三日付の西丸・本丸年寄衆連署奉書にて参府無用の旨が下達されることを改めて父に伝達し、いずれそちらに届くとし、昨八日に面談した土井利勝・永井尚政も、板倉重宗も三斎の参府を留めるよう述べたと三斎にくどくど伝えた。しかし、諸大名が参府の行動を起こしている現状をみれば、京都まで来て様子を見ることはやむなし、と忠利は判断したのである。

ここから西丸・本丸の年寄衆は結束し、在国大名の御見舞参府を抑え込むことに躍起となっていたことがわかる。そのなかで八月一〇日書状が出され、「一」に掲げた部分で、前田利常につき「逗留にて御座候」と記すので、幕府の参府禁止令を無視し、利常は江戸に逗留していたことは事実とみてよい。

利常がいつ江戸に入ったかは不明であるが、八月三日付忠利書状案に「北国筑前殿より昨晚使者参申来候ハ、国堺まで追付け罷出候、此御返事次第急度参上仕度之由御申越候、大炊殿返事ニ、道まで御出候共、必御帰国候へ、御一人御出候へハ、わきくの衆何も可被参候間、必々無用と

留ニ参候「十々」とあり、前田光高は近日中に江戸の国境に至るゆえ土井利勝に参上してよいか連絡したが、途中まで出て来られたとはいえ「きつと帰国されたい、一人参府を認めると、その他の大名たちの参府を止められなくなるゆえ決して参府せぬように」と丁重に止められたという。おそらく八月三日前後、利常は単独で密かに江戸に入ったのではないか。八月四日付忠利書状案は「加賀筑前殿も御見廻ニ国を御立候を、留ニ参候事」(十々)と述べ、忠興の八月一四日付(八月三日付書状に対する)返信でも「北国筑前、御見廻ニ参上仕度由被申候へ共、道迄被出候共、帰国候へとの返事、両大納言殿(徳川義直・頼宣)・御譜代衆も御見廻ニ参上被申候事御停止之由、薩摩殿(島津家久)・政宗へも御見廻必無用之由、何も得其意申候」(四〇)と記すので、前田光高は途中で参府を断念したとみられる。利常の江戸入りは八月三日頃であろう。

さらに八月四日付忠利書状案には「越前の伊予殿(松平忠昌)ハ、御兄弟四人昨日御下候御忍候而屋敷ニ御入候事」「五郎左(丹羽長重)ハ、四五日以前ニ被参候、是も御法度故、御城へ不被出候事」「井伊掃部(直孝)もはや被参候由申候」(十々)と記されるので、越前藩主松平忠昌など忠直第四人と丹羽長重・井伊直孝も江戸に到着していたこと

もわかる。しかし、これは内密の参府、幕府の制止に反した府ゆえ登城することも御目見もできず、やがて帰国したと推定される。

徳川御三家のうち在国中の尾張義直と紀伊頼宣の動静は『実紀』②に記述があり、八月四日に大磯まで来たが、幕府使者に慰勞されたうえで止められ、同月八日年寄衆連署奉書を示され帰国させられた(表1)。同じ頃利常は幕閣の制止を振り切り江戸に入ったが、大御所との対面叶わず、尾張家・紀州家同様、御見舞はできぬまま帰国したと判断される。

したがって、日置の通史叙述にみえる利常の七月参府、八月帰国は不正確な点はあるものの間違いでなく、おおむね事実と認定できる。しかも参府理由は、大御所の病氣見舞と理解できるので妥当である。しかし、この利常参府は幕府の命に反したもので、迷惑千万な出過ぎた行動であり、結果として大御所との拝謁も病氣見舞もできなかったから、正式な参府といえない所行であった。日置はこのような事情まで把握していないので、『細川家史料』に依拠し言及したものといえない③。それゆえ日置説①のまとめ方、また典拠については疑問や謎が多いとせざるを得ない。さて違法ともいえる利常・光高父子揃っての江戸参府の

〔表〕寛永8年7月～9年正月 前田家と將軍家の動向

〔寛永8～9年〕	『実紀』にみる幕府（西丸・本丸）の動向
・ 7月	17日「大御所紅葉山 御寄へ御参、かへらせ給ひてのち、御病臥ありしかば、諸大名西丸にのぼり御けしき儀。これは夏の末より御心地例ならず置らせたまひしに、けふしみて御参あり、御容体ごとくにくるしげにましますを見て、供事の輩大に愕然たりとぞ（江城年録）。 21日：「大御所、寸ものけにわたらせたまふ」金地院、祈禱を五山に触れる。ほか伊勢・石清水ほか全国諸社に祈禱の儀。加賀白山にも（国師日記）。 25日：水戸頼房、二度西丸に参城、気色うかがう（水戸記・国師日記）。 28日：本丸月次拝賀例の如し。尾張義直、「封地より度々に使者参り、大御所の御けしき問はる（水戸記・国師日記）。 29日：水戸頼房、朝夕西丸に参城、気色うかがう。紀伊頼重も封地より使者出し気色問う（水戸記）。 30日：水戸頼房、朝夕西丸に参城、気色うかがう。大御所御病臥にわたらせ給ひ半井通仙院成儀・武田道安信重ら医師4人金繕し御薬処方（水戸記・江城年録）。
・ 8月	朔日：本丸にて八朔遣礼、例の如し（水戸記・江城年録）。 4日：尾張義直・紀伊頼重、大御所御病を聞き恨に参府。大儀に到着、幕吏を送り慰勞（水戸記）。 5日：上杉定勝、御気色問はんとて封地を出しが「老臣より補封すべきむねをつたふ（国師日記）。 8日：大儀の儀直・頼重に「江戸へ参府に及ばず、直に補封あるべき旨奉書もて仰下さる。よて両家町出し謝せらる（水戸記）。 10日：本多美濃守忠政、大御所御不参を聞き、急ぎ權州姫路より参府し、此日病歿（諸謀余録・国師日記）。 10～12日：五山などから祈禱巻など献上。御祈禱の演歌舉行（国師日記）。 16日：「保科幸松正之、大御所御気色問のために豫に参府す（諸謀余録）。 17日：家光、紅葉山遊園社へ参幸、水戸頼房供奉、一条抵政・近衛・八条・伏見の使者、西丸に出て御気色問う（水戸記・国師日記）。 22日：「諸大名、各寺々・諸山に祈禱して礼献す（紀年録・吉良日記）。 27日：利常、加賀白山宮に大御所御氣色問の祈禱を命じ學堂上申を命ず（本多・横山通事状）。
・ 9月	朔日：本丸にて月次拝賀例のごとし（水戸記・江城年録）。 9日：本丸にて重陽の賀儀例のごとし。西丸には頼房のみ参城。御病つくなやませらる（水戸記）。 12日：金澤城主、加藤嘉明病歿（東武実録）。
・ 10月	2日：水戸頼房、西丸に参城、気色問いの事、日毎に同じ（水戸記）。 7日：保科正光、逝去。妻子幸松正之のもとに松平儀綱を送り弔せらる（諸謀余録）。
・ 12月	録日：本丸月次拝賀、例の如し。紀伊頼重、参府あり「こは大御所久しく御不参なれば、きづかはしく、夜を日につぎいそがれしほどに、從者も多く候がず、わづかに近衛二人、歩行士二人を具して、〔中略〕けふ参着ありしとなり（水戸記・江城年録）。 2日：尾張義直も今日参府（紀伊記・水戸記）。 7日：家光、西丸に御成。三家、本丸詰華間にて家光から大御所の病状を聞く（紀伊記）。 10日：家光、三家を要応す（紀伊記）。前田利常・光高、参府（三寶問書）。 14・15日：大御所就寝時「御病苦甚させ」家光急ぎ御成、三家も参城（紀伊記）。 16日：三家金繕ありて、医師と薬を替える。薬石効なきゆえなり（紀伊記）。 21日：大御所御病おこりたる由にて、三家西丸に参城。「大御所御不参と雖も、今日御座所に国侍の諸大名をめして謁見」（紀伊記）。 22日：大御所心地よきにつき、家光は西丸の御成やめる。譜代の輩西丸の御座所に召し謁見（紀伊記）。 27日：前田千鶴利次從四位下侍從に叙任し、かつ御家号をたまはり、松平浪路守と稱す。また井伊万代直好も叙爵（東武実録）。 29日：家門、籠篋祝いに本丸参城。井伊頼貞重誨、從四位下侍從に叙任し仕となる（水戸記・寛永系図）。
・ 正月	元旦：本丸で年頭儀礼のあと、家光は西丸に御成、御座所にて秀忠と対面、御返かわし還御（日記）。 2日：本丸で御歳初、例のごとし。三家および両家老、西丸に参り年頭拝賀（日記）。 3日：本丸での年頭拝賀、例のごとし。大納言忠長、金地院除辰につきしばし「御病氣御免の事をこはれしとぞ」（日記・国師日記）。 6日：在府諸大名、半待着して西丸に参城、利勝ら老臣に揚し退去す（日記）。 7日：若菜祝いの例のごとし。終わりて家光、西丸に御成。三家・井伊直孝・松平定行など秀忠に拝謁。 9日：大御所心地悪く、家光、西丸にわたる。三家・井伊直孝・松平定行も西丸参城し秀忠に拝謁。秀忠より重病ではないから「慰念なく山野に狩し、此ほどの勞を起らるべしとの御旨とぞ」（水戸記・日記）。 11日：秀忠、土井利勝を召し、西丸の年寄役を免除し本年入寄への駐任を指示し、本丸に言上する（日記・東武実録）。 13日：利常・政家（両中納言）および松平忠昌・池田忠雄・細川三斎忠興・京極忠高・上杉定勝に謁を隔る（日記）。 16日：本丸の月次拝賀なし。家光と三家は西丸に参る（日記）。 16日：西丸では今朝より、秀忠の病状深刻な状態となり老臣・小姓・目付のほか奥への出入禁止（紀伊記）。 21日：元旦本丸拝賀の諸大名、西丸に参り土井利勝らに拝謁。太刀目録献上（日記）。 22日：2日本丸拝賀の諸大名、西丸に参り土井利勝らに拝謁。太刀目録献上（日記）。 23日：秀忠、危篤に陥る（日記）。

〔注〕『徳川実紀』（巻18・19）による。「」内は刊本原文のまま引用。下線は加賀藩関係史料によって追記した出来事である。

あと、一月中旬、大御所の病状悪化をうけ八月に参府を止められた諸大名は再び雪崩をうって参勤してきた。次に一一・一二月におきた、二度目の大御所病氣見舞に係る江戸参府騒動の詳細をみたい。

二 大御所御不例と諸大名の江戸参集

寛永八年七月末から八月、病に倒れた大御所秀忠の容態悪化の情報が諸大名の間に広く知られた結果、八月初に在国中の尾張の徳川義直、紀州の同頼宣、中納言伊達政宗・前田利常ほか井伊直孝、松平忠昌ら四兄弟、細川三斎、上杉定勝など三家・家門・譜代・外様を問わず、秀忠から恩顧をうけた大名らが不時参勤に及ぶという、幕府の望まぬ動きが惹き起こされたことが細川忠利書状などから浮かび出た。その後の動きを概観するため、『実紀』の記述をもとに翌九年正月二四日までの幕府と主な大名の動静を右頁の表にまとめた。

在国大名が江戸参府に躍起となっていた八月も下旬になると、秀忠の病状が小康を得たこともあり大名たちの動きは平穏になった。八月一九日と二〇日に忠利は、京都に向けて出船する父に土井利勝の意向をうけ帰国を勧め、大御所

は六、七割方回復したと伝える(十₄₁₇、44₈)。そして一〇月一九日の書状で三斎が京都を出て帰藩したと知り満足だと謝意を述べた(十₄₁₈)。また伊達政宗は宇都宮まで出たが九月二日に帰国、佐竹義宣も江戸近所まで来たが、やがて帰国するであろうと三斎に伝えている(十₄₁₉)。八月の諸大名参府騒動は九月には終息し、最後まで京都にいた三斎が一〇月に帰国し、おおむね幕府の指示通りとなった。

『実紀』をみると九月一〇月の江戸城本丸では例年通り殿中行事や拝謁などが行われ、大御所周辺も特段変化がないようにみえる。しかし、細川忠利の書状をみると時折病状の悪化もあったようで、「相国様御煩、又少つゝ発申候ため申上、何と仕候而も急ニ御本復は御座有間敷候」(十月朔日状 十₄₂₀)、「大御所虫気再発」(大栗ほと成血二ツ御はきなされ候」(閏十月二八日状 十₄₂₁)などの記述があり、大御所危篤を想定したやりとりもかわされていた(閏十月三日状 十₄₂₂)。

一一月になると、大御所から三斎と前田利常の二人に御鷹の鶴が贈られ「三斎様とか^{前田利常}筑前殿へ被遣候、御煩之内ニ如此之段奇特成儀と、何も被申候事」(十一月五日付 十₄₂₃)と父子揃って喜んでいる(四)。三斎書状で鶴拝領を「誠ニ有間敷儀と存、涙をなかし」と述べ、幕閣にこの感涙を伝

えよと忠利に注文するので(二月一六日付 四〇〇)、感涙も弔意も政治の方便であった。

忠利の見立てでは、年内に病氣見舞の参府という事態は起きないと三斎に伝えていた(二月五日付十〇〇)が、一月一九日付書状で容態の急変を報せる。薬に効き目なく咯血・震い気・発熱に襲われたと記す(二月一九日付十〇〇)。佐竹義宣・上杉定勝など東国大名は早くも参府、伊達政宗は「霜月十四日ニ被出候由」(十〇〇)と報せており、『実紀』によれば二月二七日政宗は西丸に登城し大御所に拝謁し見舞っている(表一)。

東国大名はその頃年末に参勤し西国大名と入れ替わるのが慣例であったから、予定の参府であり、秀忠の病状悪化とたまたま一致しただけである。二月一九日付忠利書状に「相国様御煩、御大事ニ御座候共、唯今之御暇之衆をはしめ、被下ぬニ成可申かと存候、其子細は、此ほと何も御触状にて罷下事被留候へとも、或ハ国を立、或ハ無理ニ被下候衆も御座候故、か様之儀いかニ候、急度定ル様ニ有度との、此中年寄衆寄相談合と承候事」(十〇〇)と記すので、八月同様、在国大名の病氣見舞と称する不時参府は禁止されると忠利は憶測し、その理由として、八月のごとく参府を禁しても、なお無理に江戸入りする大名も出てくるであ

ろうから、これにどう対処するか幕府年寄衆が集まり相談していることをあげている。

しかし、幕閣が相談した結論は、忠利の予想に反し、八月のごとく参府する大名を押し留め帰国させるものでなく、むしろ参府を容認するものであった。病状悪化が深刻であったからであろう。この点を明示した史料はないが、二月二日付忠利書状案(十〇〇)で、土井利勝から忠利に、「御大義ながら」といい三斎に江戸出府を認め、十二月末までの江戸到着を伝達してきたことや表一の十二月の動静からこの点は判断できる。二月二六日付忠利書状案で「東衆、不殘被参候」(西衆、鍋嶋(勝茂)・毛利(秀就)・藤大学(藤堂高次)、御暇之已後、御煩おもく候故、御暇出不申候」(十〇〇)とあることも証左となる。

二月になると尾張・紀州の御三家が参府し、西丸に登城し見舞う(表一)。こうした流れのなかで、利常・光高も二月一〇日に江戸に到着したが、到着日時は『実紀』や『細川家史料』に記述がない。加賀藩関係の史料でも「三壺聞書」にしかみえない。ただ二月二日付忠利書状案に「定而西東集り候上、誓紙など可被仰付かと推量仕候、かゝ筑前殿もやかて被参候、紀伊国大納言殿ハ、御下番ニ而御座候、尾張のも御下向候へとよひニ参、両大納言殿一兩日

中二御著候事(十^{とせ})とあるので、尾張義直・紀伊頼宣の参府した一二月初旬に利常父子が江戸に到着したことは間違いないだろう。「三壺聞書」の二月一〇日到着説は、その意味で妥当であり採用できる。なお尾張殿には「御下向候へと呼びに参る」とあるので、幕府から参府を要請した点が注意され、八月のときと異なり、病状が切迫していたことがわかる。また江戸に集まった西国・東国の大名たちに誓詞を出させると忠利は憶測しているが、これは翌年秀忠死後の二月、家光の年寄衆に対し諸大名から起請文を出させたようである(九年二月晦日付島津家久宛 十六^{とせ})。

問題は、利常父子が江戸到着のあと西丸にて秀忠と御目見し病氣御見舞ができたかどうかである。八月の参府騒動のときは、幕閣土井利勝らの制止を振り切り江戸入りしたが、御目見できぬまま帰国した。一二月の参府のあと翌年正月二四日の逝去までに岳父秀忠に御目見できたのか、目下のところ確証はない^⑤。表1をみると三家の尾張義直・紀伊頼宣ですら、参府したが簡単に御目見できない状態にあり、御目見は厳しく制限されていた。いっぽう翌年正月二四日付の忠利書状(島津家久宛)で「三斎も罷下、仕合能、御目見え仕候、以書状被申入候事」(十六^{とせ})と記すので、三斎は拝謁したようにみえる。しかし、上述の記載だけで

はどのような形での拝謁か不明である。利常父子と秀忠の最期の対面はあったのかどうか、これは不明というほかに、秀忠と利常・光高の血縁を考えると最期の御目見は、どこかで実現した可能性は十分ある。

年が明けた寛永九年正月の諸大名の動向は公式には表1の通りで、本丸では恒例の殿中儀礼が実施されたが、西丸での拝謁は將軍のみか三家や井伊直孝・松平定行に限定された状態が続く。拝領物の御礼に登城することはあつても秀忠との拝謁はなく年寄衆への挨拶だけであつた。また在府大名一同の登城はあつたが西丸年寄衆が応対し退座するだけであつた。

このように一月中旬の秀忠病状悪化による二度目の在国大名の不時参府の動きは、幕府が追認するものであったから、一二月になると、江戸市中は日本中の大名が集結する、前代未聞の混乱状態に陥っていた。これこそ幕閣の恐れていた事態である。一月まで在府予定の細川忠利ら西国大名衆には、すでに帰国御暇の許可が出ていたが、大御所病氣悪化により、江戸を離れたくても離れにくい事態となり、越年の指示が幕府から出た^⑥。これに加え、予定通り年末に参勤を予定していた東国大名が続々と参府してきた。さらに参勤する必要のない前田氏など、在国大名もこ

ぞつて時期を繰り上げ参府した。三斎のような隠居大名も参府してきたから、日本の大名の大半が江戸に集まつていたのが八年一二月の江戸であつた。正月二四日付書状で忠利は「爰元西東不残、在江戸にて御座候」（島津家久宛 十六日）と述べる。

表1や忠利書状から全国の大名がこぞつて参府したことは明確であり、彼らがなぜ江戸に来たかも明確である。「三壺聞書」に書かれた利常・光高の一二月参勤時の状況がこのようなものであつたといじよう、これを前田家の嫌疑を晴らすための参府などと到底いえない。日置が解釈し推測したような風聞があつたかもしれないが、そうした風聞はあまりに多く、混乱した江戸では、どれも取る足りないものと忠利は一蹴している。これだけの数の大名が江戸に集まれば、似非情報が充満しメモ麿の忠利ですら、「色々様々下々沙汰など申候へ共、見及申所何も氣遣なる儀ハ今ハ無御座候」（正月二四日書状・島津家久宛 十六日）、「江戸中日本にあつまり二而候へとも、物言も無之候、可御心安候」（江戸中様々之町説申候間、其元二而も何事そと思食候ハんすれとも、少も存当事無之、人多候故、口多申迄二候」（正月二〇日書状・豊後目付森重政宛 十六日）といつて相手にしてない。

参勤してもなかなか登城の命がないから、利常は俄に本郷邸で露地普請を行い大勢の職人を邸内に入れたという「三壺聞書」の逸話や、土井利勝が前田家の留守居家老を召喚し風聞となつてゐる不審の条々を尋ねたという物語は、表1の一二月・正月の日程や忠利書状などをみた限り江戸の実情と懸隔が大きすぎて採用し難い。忠利は正月二〇日以後の秀忠危篤時の様相を「相国様御氣相、弥悪罷成、医者衆もいづれも不相成候、と角正月中御かゝわり被成候事成間敷候、各氣を詰申候事可被成御推量候事」（正月二四日状 十六日）と島津家久に報せており、緊迫した雰囲気伝わってくる。このような緊張感のあるとき利常が本郷邸で賑やかに庭普請など行えば、江戸中で話題となり賛否両論が出るのは必至であるが、そうしたことに細川忠利書状ほか金地院崇伝・山内家などの記録^①も一切触れていない。史実ではないと考える所以である。

三 江戸の「うわさ」と前田光高の縁組

忠利が「江戸中日本のあつまり」と評した、大名の大半が江戸に参集する情勢のもと、江戸市中では様々な噂や雑説が飛び交つてゐた。それらを網羅的に記録したものは現

存しないが、これまでみてきた細川忠利書状などは比較的良好に拾い上げた好史料である。そこに岡山の池田忠雄家、肥後の加藤忠廣家、筑前の黒田忠之家などでおきていた問題に言及があり、前田光高の縁組についても風聞を載せる。

また寛永八年前半の忠利書状で目を引くのは、將軍の弟徳川忠長（駿河大納言）の乱行である。辻斬り、近臣等の手討など嘔然とする凶状が二月・三月に駿府などで起きており將軍家を悩ませた。家光の御意を得た土井利勝・酒井忠世から厳しく意見すると当座は従順な態度を示すが、帰城すると逆上し、家老の告げ口を逆恨みし具足をつけ老臣らを追いつめるといふ醜態を連日続けていた。この醜態と凶状を大御所の耳に入れないのは先々よろしくないと判断した家光は秀忠の耳に入れた（十^三）。秀忠は愕然とし家光に対処を任せしたが、乱行が改まらぬゆえ勘当を決断、五月下旬には駿府城から甲斐に身柄を移し付家老島居氏の監視下に置かれた（十^四、十^五）。その後、乱行は収まり、秋頃より忠長は金地院にたいし秀忠への執り成しを執拗に懇願したが、秀忠はこれを認めず、処遇は將軍に任せた。それゆえ逝去するまで忠長への御目見はなく、勘当も解かれなかった（一^六）。

細川忠興は、忠長の凶状を忠利から知らされ、それこそ

が秀忠の胸痛の原因だと返信している（四^{三〇}）。忠利は家康六男忠輝改易あるいは越前の松平忠直（一伯）改易のごとき結末になろうという幕閣や江戸の風聞も報せている（十^{四二}・四^三）。忠興父子が行った勘ぐりや推測は江戸市中でも遅し行われていたはずで、幕閣にとって鎮静させるべき由々しき問題であった。

また細川忠利の四月一日状で「黒田右衛門佐殿（忠之）、内之者成敗とて申分有之由候而、家中之もの公事二参由申候事」（十^{四二}）、四月七日状で「松平宮内殿弟石見殿（池田輝澄）、氣ちかひ申候、兄右京殿（政綱）も氣ちかひ申候、いな煩はやり申候、加藤肥後殿（忠廣）も氣違候由、はや久々申候、四五日前より以之外氣違申候由候事」（十^{四三}）と三齋に伝えている。また五月十五日状（忠興宛）でも「黒田儀も国二被居、様々仕置あしく候とて、無等閑衆よりよひ二被遣候由申候、定、頓而江戸へ可為下向候事」（十^{四四}）とも述べる。

まず細川領（豊前・豊後）の隣国である筑前黒田忠之領では、寛永五年より藩主忠之による側臣登用・加増につき老臣栗山大膳・黒田美作らが反発し対立を深めており、幕臣の仲裁で一旦は双方和睦したが、寛永八年に対立が再燃し、四月に栗山大膳ら老臣は幕府に主君の仕置悪しきこと

を訴え、忠之は五月幕府から召喚されたのである。この事件は、関係する旗本や譜代大名らが談合し土井利勝の内幕により一旦は落ち着くが、寛永九年大御所死後、福岡に帰藩した忠之は栗山の手討を計画するが栗山に察知され、栗山の病気を名目にした不参、次いで自邸への立て籠もり、藩主による栗山邸包囲という最悪の事態に至る。世にいう黒田騒動であるが、幕府が関与する騒動になったのは寛永八年からで、大御所不例時にこうした不祥事を起こした忠之は、家光の不興をかい九年八月江戸に召喚され下屋敷にて謹慎、さらに寺(香火院)にて「蟄居」し幕府の裁決をまつた。福岡城下で籠居した栗山は幕府に訴状を送り「主君忠之に謀反の意図あり」と伝えたゆえ幕府として介入せぬわけにいかず、忠之を江戸に召喚したのである。この騒動に関係してきた旗本・幕閣らが尋問を行い、翌一〇年三月公儀として裁定を下した。栗山が訴えた「忠之謀反」の件は、そもそも栗山家存続を策した謀略であつたから「虚偽」と断定されたが、大御所不例中および肥後加藤家改易の沙汰を下した直後に、前代からの老臣と対立し家中の締まりに重大な不手際を起こしたことは問題になった。しかし、遅ればせながら家老たちが結束したことや先代長政の功績等も考慮され、黒田家五二万石は安堵され、栗山大膳は南部

重直家に身柄を預けると裁定された¹⁹⁾。

また同じ九州大名、肥後の加藤忠廣の不行状も八年から話題にされていたが、幕府が関与したのは翌年四月の嫡男光廣による謀書事件からで、家光の果斷な裁定により六月朔日、肥後加藤家は改易、身柄は父子とも他家預りとなつた。池田家にも問題が多く、忠雄弟政綱・輝澄の所行を「氣違い」と評している。このほか忠雄家中でも問題が起きていた²⁰⁾。こうした混乱が十分収束しないうちに寛永九年四月忠雄が死去し、同年九月家光は、池田光政(鳥取藩主を御前に呼び、忠雄の遺児光仲領(岡山藩)との領知交換につき打診したうえでこれを決した²¹⁾。

同じ頃、伊達政宗の酒乱も世に知れ渡り響壁をかつていた。忠利は四月廿日の書状で政宗は朝晩酒びたりで夜々踊り通しといひ「氣違之様ニ申由御座候」と記す。また六月一〇日状で伊達家では、老臣たちが酒乱の政宗を説得し隠居させようとしていたが、なかなか実行されていないと父に報せている(十三年・四月)。

このように寛永八・九年という家光政権への過渡期に、なぜか有力国持大名家で次々不祥事や当主交替に関わる内紛などが明るみにでていた。幕府も忠長問題と大御所御不例という厄介な問題を抱え込んでいた。徳川公儀権力に

とつて「危機」といつてもよい状況にあった。このような不穏な動静を知らせる細川父子の書状のなかに、光高縁組についての指摘もあったので紹介する。

忠利は六月二六日書状で「大炊殿北国との縁辺之儀、^{忠利}駿河様之儀も御座候間、先当年ハ御延候て被下候て被下候へ」と北国へ被申候由候、江戸中上下共ニ此縁辺合点不参候由申候つる、誰そ大炊殿へ異見も御座候哉、今一度御理可被申と被存候而之事ニて御座候哉と推量仕候、駿河様之儀とても縁辺を可被延わけ無御座候、其外何にても事たらハぬ儀無御座人の、かやうニ被延候ハ、いかゞ被思召候哉事」(忠興宛・十^二と述べる。土井利勝と「北国との縁辺」とは前田家との縁組の意味であり、この書状から、利常嫡男光高と利勝の娘との婚約が、大納言忠長の乱行問題の影響で今年中は難しいと利勝から利常に連絡したという風聞を忠利がキャッチしたことがわかる。しかし、土井家と前田家の婚約につき「江戸中、上下ともに此縁辺合点まいらず」との世評があり、婚約延期理由についても、忠長乱行が原因というのは疑問で誰ぞが利勝に意見でも行つたのか、いま一度婚約を考え直すことになったからではないか、この婚約に何か欠ける点があつたゆえ人々はそのように婚約延期につき言い立てたのではないかと忠利は推測し、父に意見

をもとめている²³。

この婚約の噂はどこまで事実に沿つたものか。ある程度双方が進めたが結果として実らなかつたのか、単なる噂なのか、決め手はなく不明である。たしかに土井利勝は、寛永八年時点で最も権勢を振るつていた幕府年寄であり、前田利常・光高とも親密であつたゆえ、こうした噂がたのであるう。しかし、大名のなかでは三家水戸家と並ぶ中納言の官職をうけ領知高は最大、大御所政權から三家に次ぐ厚遇を得ていた前田家にとつて、西丸年寄衆筆頭とはいへ下総佐倉一四万石、侍従レベルの大名の娘ではバランスが悪い。利常の正室が將軍の實子(二女)であつたことからみると、最低でも三家並みの有力大名の子女がふさわしく、こうした縁辺の話題が秀忠周辺で一時あつたのであらうが、短期で立ち消えになつたものであらう。

光高の婚約については寛永六年にも江戸で話題になつており、光高の婚約相手に大御所秀忠の長女千姫(天樹院)の名前があがつている。千姫は大坂陣で滅びた豊臣秀頼の正室であつたが、周知の通り、大坂陣のあと姫路城主本多忠刻と再婚した。忠刻は寛永三年三一歳で早世、その後千姫は江戸城北丸に移り寡婦として健在で、家光政權を支えた。千姫は光高の実母珠姫の姉であつたから、当時三三歳

の伯母が妹の長男一五歳と結婚するという縁談である。この縁談も荒唐無稽とまでいえないが、かなり無理筋である。大御所の娘との婚姻ではあるが、父利常の正室珠姫はすでに逝去し、珠姫の嫡男に母の姉を嫁がせるといふは、秀忠からの発案であつても前に進みにくい縁談であつた。

寛永六年四月二三日、一五歳の光高は江戸に参勤し元服、西丸に登り筑前守兼少将に叙爵され、諱も利高から光高と改めた。將軍家光から一字もらひ、この頃より家門並の厚遇をうけた。同年四月二六日に將軍、二九日には大御所が相次いで前田邸御成を行った²³。元和三年以来であり他大名に先駆けた將軍家御成であつた。島津家と伊達家への御成は翌七年に行ったので前田家への厚遇は明白である。將軍家の前田邸御成という大きなイベントが終わつて間もない五月頃、千姫との縁談が噂となり巷間に広まつたのである。

五月一九日付忠利状には「播磨へ御座候 御姫様、北国之筑前殿へ可被遣との儀と聞へ申候 多分相済たる様二申候」(九三三)とあり、この婚約が決まつたかの如く記すが、五月晦日状では「加々筑前殿へ、播磨へ被遣候御姫様被遣儀、于今御姫様無御同心と申候事」(九三三)、八月七日状では「加賀筑州へ播磨之御姫様被成御座候儀、筑前殿御母儀、

事之外御迷惑かり、子細は秀頼様・中書殿御果候而、三人めハ事之外きらひ申候之由にて、御迷惑かり不大形之儀にて、未相済申候、其上 御姫様かたく御迷惑かりの由候事」(九三三)と述べており、この縁談は千姫が忌避し、利常の母寿福院²⁴も御迷惑がり暗礁にのりあげ破談となつた。

この縁談の破談までの経緯は、かなり真実味をもつて語られるので、將軍家と前田家の間である程度のやりとりがあつたようにみえる。しかし、双方とも無理筋とみて早々に引つ込めたのであろう。光高をめぐる二つの縁談咄から窺えるのは、大御所秀忠の外孫光高に対する評価の高さである。土井利勝は周知の通り西丸大御所政權の筆頭年寄であり、当時一番の「出頭」とされ、秀忠の御意に最も近い幕閣であつた。その縁談の相手にされた光高も秀忠から寵愛されていたから、このような噂がたち、この縁談のうわべの「出来過ぎ」もしくは「偏り」に世評は異議をとなえたのであろう。また千姫との縁談は、千姫の将来を案ずる秀忠の気持から、こうした無理な縁談が突如でできたのである。

大御所秀忠による光高厚遇を直接裏付ける史料として、『江戸幕府日記(一卷)』(以下「幕府日記」と略称)²⁵に記載される寛永八年の以下の記事が注目される。

・五月二九日条「松平筑前守就所勞、肥前守・筑前守江御内書被遣」

・六月朔日条「松平肥前守使者前田三左衛門帷子五、上之」
(直之)

・六月十九日条「(前田利常)松平肥前守・(前田光高)同筑前守ヨリ使者差上之、於御料理間 御目見也、謂筑前守煩二付去比、御内書被差遣候御礼云々」

寛永八年五月、四月一四日の金沢城大火のあと光高が体調を崩していると聞いた秀忠は御内書を送っており、前田家側はこれに応え御礼の使者を江戸城西丸に送り、料理の間で使者は秀忠と御目見している。秀忠が直接光高の様子を聞いたのであろう。六月朔日の使者前田直之(三左衛門)は、三月の利常実母寿福院逝去、四月の金沢城下と城焼失に対する大御所や将軍からの見舞使者に対する御礼の使者であらう。ここから、八年前半の前田家は、将軍家からかなり丁重に待遇されていることがわかる。

さらに光高の弟利次・利治にたいする厚遇も、寛永八年の「幕府日記」に明らかで、秀忠は外孫にあたる光高・利次・利治の三兄弟を早くから江戸城出仕御用に取り立てていたことがわかる。これは別稿「前田光高の江戸城殿中儀礼出席」⁽²⁾で詳しく論じたので、要点のみ簡潔に指摘してお

く。

寛永八年の年頭から同年七月六日までの江戸城西丸における儀礼記録を「幕府日記」によってみていくと、光高の第二人は年頭儀礼や節句儀礼ほか月次拝賀にほぼ常連として出席していた。このうち西丸での大御所出席の月次拝賀は右の半年間に一五回実施されたが、松平光長・前田千勝(利次)・宮松(利治)・井伊弁之介(直寛)・井伊万千代(直好)・本多甲斐守(政朝)の六人が三家の次という座列にて八回出席した。三家の拝賀は恒常化していたが、光長ら六人は全員欠座のことも多く、六人のうち一部欠座もあった。それゆえ千勝・宮松に限定すると正月一日・五月一日・六月朔日・七月朔日の四回出席であった。その際の座次は家門筆頭とされる松平光長(高田藩主)がつねに首座にあり、次が千勝(利次)、その次が宮松(利治)と決まっていた。彼ら六人は常府の家門・譜代大名またその子弟として、三家に次ぐ座列で西丸拝賀儀礼と節句儀礼に出ていた⁽³⁾。また光長・千勝・宮松の三人は、年頭(元旦)儀礼では大御所・将軍・駿河大納言の三者による三献の盃事が終わつたあと盃をうけた。三家ほか家門等の年頭拝賀は二日に行われたので、元旦は三家の出席なく秀忠父子の拝賀のみ行われ、その場にて光長・千勝・宮松の三人が拝賀し盃をう

けていた。光長は元服し藩主の地位にあったが千勝・宮松はまだ元服前の前田家の庶子であった。厚遇といわねばならない。千勝・宮松は秀忠から鷹野の獲物下賜もうけ^⑧、元服前から大名並みの厚遇をうけた。同年の光高は一七歳で、利次は一五歳、利治は一四歳、仲のよい兄弟といえ、亡き珠姫の嫡男であり大御所としても目を掛けたのであろう。

松平光長・前田兄弟など六人の西丸殿中儀礼出座は、八年年頭儀礼から間違はなく実施されていたので、これは前年から慣例となっていた座列とみられる。千勝・宮松の西丸殿中儀礼出座はいつ始まったかだが、私は寛永六年四月の光高元服の頃と推定している。光高元服を機に一三歳と一二歳の第二人が西丸儀礼に出座しはじめ、光高は寛永七年三月に父利常とともに一旦国元に帰ったが、第二人は寛永七年も在府し西丸儀礼に出座、八年は「幕府日記」にある通り元旦から儀礼出座の御用をつとめ、同年一二月二七日、千勝(利次)は江戸にて元服、従四位下侍従淡路守に叙爵され、松平姓も与えられた(表一)。利常・光高が江戸に到着したあと、このような栄典に浴したわけで、利次も正式に家門並となったとみてよい。この時、利常・光高父子も登城し秀忠に御礼の御目見をした可能性があるので

で、病氣御見舞いをしたかもしれない。同日井伊直好も叙爵したが、ともに西丸儀礼に出座した六人の一人であり、いずれも不例中の大御所の命による措置であった。寛永八年一二月に参勤した光高は祖父秀忠の死後、九年六月以後正保二年の死去までの一四年にわたり家光親政のもと、本丸殿中儀礼に光長とともに三家の次の座列で一貫し出座を続けた。その実情・背景は前掲別稿で詳しく論じた。

利常の三人の男子がこのように江戸城殿中儀礼に恒例出座したことは、世嗣を人質として江戸に置いたことの一環といえるかもしれない。しかし、それ以上に、前田家と將軍家の親密さを増す事象であったから、両面から評価してゆくべきであろう。

大御所秀忠・將軍家光の立場からいえば、幕政の安定には、国持大名家の家政と領国支配における安定が不可欠であり、上述した黒田家・加藤家ほか池田家・伊達家での不祥事や世評は幕政にとつて懸念材料であったから、賢明で常識的な次世代大名の育成は大きな課題であった。その意味で前田三兄弟や家門筆頭の松平光長、また忠昌ら四兄弟は將軍家与党として幕政安定に寄与することが期待されていたはずで、家光の異母弟保科正之、千姫の娘婿の池田光政、また細川忠利・光尚父子なども人物・識見から期待さ

れていた。寛永八・九年の国持大名と幕府のこうした関係性を広くみていくと、前田家の行動に、とやかく嫌疑をかける世評があつても、幕府として証拠もなくこれらに対処することはなかったと考えられる。

ところで、寛永九年の大御所死後におきた加藤忠廣の嫡男光廣（光正）が起こした謀書事件をめぐって、利常が將軍暗殺の密計に参画していたという風聞があつた。この件はかつて笠谷和比古氏が「大名改易」を論じた際に紹介された²⁾ので、これに拠り、まず利常と土井大炊が共謀し家光に別心致したことを伝えた久松定房の寛永九年四月晦日付覚書（松平美作守覚書（山内家御手許文書））を掲げておこう。

「2」 「日光御成前ニ、井上新左衛門所へ、誰となき文箱ヲ持候而、参番之者ニ相渡候処、名所も無御座候故、参之者請取不申候へハ、その駒寄ニゆい付置申候、以来新左衛門見出シ、文箱之内ヲ見候処、大炊殿（土井利勝）・加賀肥前殿（前田利常）申合、別心被仕候儀、達上聞、御成敗ニ落付申候条、弥存被定、大炊殿ニへつしん被致尤ニ候、左候は脇詰をハ可仕之旨趣請文ニ書添候文ニ而御座候故、新左衛門御年寄中へ懸御目候へハ、則被立御耳候処、文箱持参之者、見知候は為

捕可申之旨、新左衛門ニ被仰付、彼者ヲ則捕申候、主を御尋被成候へハ加藤豊後殿（光廣）者ニ而御座候、文之儀ヲ御穿鑿被成候へハ、主人申付候条持候而参候様ニ申候由承候、肥後守殿（加藤忠廣）も内証ニ而呼ニ被遣候様承候、肥後殿無御下候は、落着仕間敷由ニ候」

次に光廣謀書事件が起きた九年四月一日頃、江戸にいた細川忠興が三月に小倉に帰国した忠利宛に発した九年五月一日付書状（四書）も、この光廣謀書事件の真相をかなりよく把握しているので、関係部分を掲げておく。

「3」 「今度豊後書物ニハ、日光へ御社参候而、あれにて大炊可被成御誅伐儀慥ニ候、然間、こがと今市との間之在所にて候へ共、我々其名を忘候、其在所所よく候間、是非共先を被仕候へ、日比申合候ことく、御跡をくろめ可申と書候て、此儀偽ならさるとの起請を書、名をは不書、名乗ハ信康と書、血判を仕、井上新左衛門と当所ニ仕たる由候、北国肥前殿之儀、世上ニハ申候へ共、彼書物ニハ無之由候、此儀を去所にて雅楽殿（酒井忠世）被語候、それを又去人ニ語申たる由候而、其二番目之口より我等直ニ承候事」

肥後五四万石の有力大名加藤忠廣については、家政や領国

仕置にかねてより問題があり、幕閣が介入することもあった。忠利は前掲八年四月の書状で、行状は悪く「氣違い」とする噂をすでに聞き知っていた。嫡男光廣の実母（忠廣正室）は家康三女振姫の娘琴姫であったから、光廣は家康の外曾孫であった。前田光高ら三兄弟も家康の外曾孫であった。大御所秀忠は妹である振姫の女子琴姫を養女とし加藤忠廣の正室に入れ、光廣（光正）が生まれたが、光高らと異なり日頃の行状に問題が多かったという。光廣謀書事件の輪郭は「2」がほぼ把握しているが、謀書の内容については様々な情報飛び交い真相不明であった。忠興は「3」の書状のなかで「世上二聞伝、色々二取そへて申二付、口そろい不申候、此比儘成口を承届候、大略可為此分と存候間申候、儘成様子は此者口上二申候事」と述べたあと、「3」に言及したのである。

この謀書事件の発生は、『実紀』によれば九年四月一日で、將軍家光が日光社参に江戸を発した二日目であった。幕府代官井上新左衛門の屋敷に謎の書付が投棄されたが、謀書の内容は、「2」にあるように、土井利勝と利常が共謀し謀反を企てたが、將軍の耳に入り御成敗と決まったゆえ、機先を制し反撃するから与同するよう誘う請文であったという。「3」によれば、日光社参に向かう家光はその

途中で土井大炊を「御誅伐」するなどと書いてあつたらしく、その先手をうち土井大炊が將軍を討つ密計をたてたら味方せよという悪戯書が光廣謀書の内容であつたと判断される。内容は他愛のない悪戯であっても、これを書いて知人の井上宅などに投げ込んだ張本が、肥後五万石の継嗣光廣、しかも家康の曾孫として然るべき待遇を幕府からうけている人物であつたから、幕府としても身内のしでかした不祥事といえ、簡単に済ませられない事件であつた。

さらに事件の背景を探っていくと、父忠廣の家政掌握の混乱と法度違反などがつぎつぎ露見し、加藤家中は、光廣謀書事件の発生を聞く前、別の不祥事で改易になることを危惧し覚悟を固めていたという。福田千鶴氏は、光廣謀書は改易の引き金にすぎず、むしろ忠廣改易の大きな理由は、九年の帰国にあたり忠廣の側室が江戸で生んだ子女を幕府に無届で国元に同道したことが重大な法度違反とされ、改易になったと最近指摘している^⑩。

この改易事件は、これまで家光親政を象徴する「御代始めの御法度」と評価されてきたが、豊臣系西国大名への統制強化という側面に特化することなく、肥後加藤家という西国大名の家政それ自体が深刻な危機に陥っていた点にも目を向けるべきであろう。改易の裁決は幕府にとつても身

を切る決断であった。世評では加藤父子の切腹・改易は必至という見方が有力であったが、切腹は免れ南部家や飛騨高山への身柄預けとなったのは寛大というべきで、光廣が家康の曾孫であることを考慮した恩寵とみることができ
る。

利常の陰謀参画についていえば、「3」にある通り光廣謀書に利常の名前が書かれておらず、荒唐無稽ともいえる土井大炊謀反計画のなかに利常の名前はなかった。しかし、この謀書に利常の名前があったとする噂は、広く江戸市中に流布していたから、忠興はわざわざ忠利に知らせ、前田家との交際に粗相なきことを期したのである。前述のとおり光高と土井利勝娘の縁談の噂が前年におきていたから、世評では土井利勝と前田家はよほど親密とみられていた。それは大御所秀忠による光高ら三兄弟への厚遇をみての江戸市中の判断であり間違ったものではない。それゆえ、起きるべくして起きた風聞といえる。むしろ、土井利勝と前田利常の親密さに嫉妬する大名や町人衆がいたことも想定され、そうした複雑な状況のなか、前田家と土井家に関し様々な憶説、雑言が流通していたのが寛永八・九年の江戸市中であった。

「三壺聞書」巻九に「加藤肥後守清正之事」という逸話

があり、そこで光廣謀書事件にも簡単にふれている。清正の跡を継いだ忠廣時代の出来事として「其上台徳院様御他界二付土井大炊、廻文を認、加藤肥後（忠廣）へ密談ス、肥後守はかりことゝハ不知して一味同心の判形す」とし、その結果、改易と明記していないが庄内鶴岡に身柄を預けたと記す。「三壺聞書」は光廣謀書事件を、土井利勝の謀り事と喧伝した江戸後期の俗説に依拠し、簡潔にふれる。加藤忠廣は土井利勝の策略にひっかり、怪しげな廻し文に与同じ血判した結果、御家取潰しになったという説に便乗したわけだが、前田利常がこの廻文に名を連ね血判していたという、前田家にとって不都合な噂は完全に抹殺されていた。このような作爲は「三壺聞書」の筆者自身が行ったものか、転写されるなかでなされた改竄か明確にできないが、「三壺聞書」や「松梅語園」が利常事績の顕彰という姿勢で一貫している点に留意し、こうした夜話集や逸話集は使用されなければならない。これら二次史料のみで史実とすることの警鐘としたい。

おわりに

日置謙が提唱した寛永八年の前田家存続危機説に関し、

日置の依拠した二次史料でなく、細川忠利書状・『幕府日記』あるいは表1『実紀』などを駆使し、寛永八年大御所御不例時の大名の動向、さらには秀忠逝去前後の幕政や大名家での不祥事、それにまつわる噂や世評を確認した結果、『三壺聞書』に書かれた一二月一〇日の利常父子の江戸参府目的は、前田家につけられた嫌疑の弁明でなく、大御所秀忠の病氣見舞であったことが明確になった。また『三壺聞書』に記載された前田家への嫌疑の条々は、本論で詳細にみた寛永八年の秀忠の病状、幕府と前田家の関係に鑑みると、幕閣がこうした噂をまともに取り上げたとは到底考えられず、日置の寛永危機説は成り立ち得ようがないことを指摘した。また前田利常・光高父子は八月にも同じ目的で江戸に向かったが、幕府の制止により利常のみ江戸に入り秀忠との御目見なきまま帰国したことを、新たに確認した。

それゆえ日置が指摘した利常父子の参府目的は誤断とせざるを得ない。江戸に流布していた前田家に関する風聞に幕府が関心を示したかどうか、これは厳密に言えば不明だが、少なくとも幕府内でそれが表立って問題にされた形跡はない。寛永八年末から九年初頭の幕政上の最大の関心事は大御所秀忠の病状悪化と危篤であり、病氣見舞のため

江戸に集まった諸大名にたいし、いかに幕府の威光を示すか、また民心を鎮めるかであった。

本論は『幕府日記』や刊本『細川家史料』『実紀』などを利用したが、『実紀』などは戦前期から利用可能であった。前田家の動静を広い視点でみていけば、『三壺聞書』の俗説にいつまでも拘泥することもなかった。従来の寛永危機説の問題点は、旧来の藩政史研究の脆弱さを示すものであり、一藩単独の政治史研究の弊害の一つといつてよい。幕政・藩政を総合的に論ずる藩政確立史研究が今後一層必要となる。寛永八年前田家危機説はその意味でよき反省事例といえる。

寛永八年に有力大名家で多数の不祥事がおきていたことに注目したが、家光親政初期の嚴政は、その意味で不可欠のことであった。これを家光による強硬な武断政治とする見方が主流であるが、そこに特化した議論は今後改めるべきであろう。家光親政初期に利常・光高が、江戸に常駐し支えたことは、さらに深掘りし検討する価値がある。とりあえず加賀・能登・越中の巨大な領国を安定的に治め、この時期、家中騒動を惹起させていないことは消極的なことながら幕政安定に貢献したといえる。寛永八年の西丸儀礼に出席した松平光長ら六人また、家光親政期に殿中儀礼

に出座した前田光高・保科正之、井伊両家の直滋・直寛らが、その後どのような大名となり、幕政安定に貢献したか追跡調査することも必要であろう。福田千鶴氏がかつて論じた初期御家騒動から前期御家騒動への展開について、こうした視点から検討を深めたいが、次の課題となる。

注

(1) (2) 藤井譲治『江戸幕府老中制形成過程の研究』(校倉書房一九九〇年)。同書表1で、秀忠大御所時代の「西丸本丸年寄連署状七九点を一覧できる。

(3) 福田千鶴『幕藩制的秩序と御家騒動』(校倉書房一九九九年)、三宅正浩『幕藩政治秩序の成立』(『日本史研究』五八二号二〇二一年、『近世大名家の政治秩序』校倉書房二〇二四年再掲)。ともに家光親政期を幕藩制秩序確立の画期とし、幕府から公認された家老の役割に注目する。

(4) 日置謙著(再刊本二七五頁)。初刊は一九二八年、改訂整序された再刊版は一九三九年刊。なお一九七四年、再刊本が石川県図書館協会より復刊され、今も広く利用される。

(5) 『三壺聞書』は利家・利長・利常、前田家三代の治世を対象に編纂された逸話集で、元禄八年頃迄に加賀藩所属の宰領足輕山田四郎右衛門が執筆し流布した。成立年につき『加能郷土

辞彙』が宝永年間と間違えて解題したので、これに依拠した誤記が多いが元禄期とすべきである。伝本は二八以上あり、これらの書誌的検討は拙稿『三壺聞書』伝本を検証する(『金沢城研究』二二号、二〇一四年)。同『三壺聞書』諸伝本と森田本の特徴(『三壺聞書』石川県金沢城調査研究所二〇一八年)で行った。本論では、従来の日置校訂刊本『三壺聞書』(一九三一年初刊、一九七二年石川県図書館協会再刊)でなく、より原典に近い森田文庫本すなわち二〇一八年刊の石川県金沢城調査研究所編『三壺聞書』を典拠とした。なお、この逸話に関し日置本と大きな相違はなかった。

『懷患夜話』は加賀藩士由比勝生(二六三六―一七一九)が前田利長(綱紀時代)に関する故事・逸話七一を収め編纂した夜話集。成立は、著者没年の享保四年とされるが不明。刊本『御夜話集 下編』に収録。「松梅語園」は坂垣信精の著作で徳川家と前田家の逸話を集めたもの、成立年不明だが利常に関する顕彰逸話が多い。日置は『加賀藩史料(第三編)』(前田育徳会、一九三九年、清文堂出版一九七〇年復刻)万治元年(一〇月)利常逝去の条で、利常行状につき「松梅語園」から六六カ所引用する。なお、日置は横山長知・大膳康玄、本多政重の寛永八年の事績につき、両家の「家譜」「由緒一類附」を根拠史料としていないが、自説を補強する材料がなかったからである。

なお、「横山家譜」に記された寛永八年の康玄による弁明の事績『加賀藩史料』三、一七三頁）は、元禄以前の史料にもつくものでなく、一八世紀以後すなわち「三壺閑書」「懷惠夜話」成立以後に付会された記述と判断されるので、本論、また日置も取らなかった。

- (6) 前掲『石川県史』二の寛永危機説をうけ、戦後も若林喜三郎監修『加賀・能登の歴史』（講談社、一九七八年）、田中喜男『加賀百万石』（教育社、一九八〇年）、高澤裕一等著『石川県の歴史』（山川出版社、二〇〇〇年）、『金沢市史（通史編二）』（二〇〇五年）などで、ほぼ同趣旨の危機説が説かれる。

- (7) 『大日本近世史料 細川家史料』一〜二六（東京大学史料編纂所、一九六九〜二〇一八年）。山本博文『江戸城の宮廷政治―熊本藩細川忠興・忠利の往復書状』読売新聞社、一九九三年、講談社学術文庫、二〇〇四年再刊）は、約三千通にのぼる細川父子の往復書簡の意義および元和・寛永期の国持大名の情報収集、行動様式などを詳細に解説し有益である。

- (8) 「三壺閑書」巻九（石川県立図書館 森田文庫本、注5刊本）「三壺閑書」二〇一八年）の「利常公・光高公江戸御参勤之事」の冒頭部。

- (9) 日置説②は前述の通り「懷惠夜話」の逸話をとるが、参勤時の道筋は、「三壺閑書」では急ぎだから上街道を使ったとする

が「懷惠夜話」は下街道を通ったとし高田藩領通行時におきた事件も記述し異なる。しかし日置は道筋について全く触れない。双方の記述の齟齬を自覚していたからである。

- (10) 『大日本近世史料 細川家史料十（細川忠利文書三）』（東京大学史料編纂所、一九九二年）46号。以下では同書からの引用は、『細川家史料』の巻数と文書番号のみ「1445」の「1」とく本文中に略式にて示す。なお史料「1」などで「下向」「下る」と表記するのは江戸へ向かう意味で、「上り」は江戸から離れ上方方面に向かう意味である。したがって、「はや上られ候へ」は江戸から立ち退くよう指示されたと解釈した。

- (11) 八月三日付の江戸幕府年寄連署奉書（後編薩藩旧記雑録、注1藤井著書表1）

- (12) 『新訂増補國史大系39 徳川実紀（第二編）』（吉川弘文館、一九六四年）。以下、刊本『徳川実紀』からの引用は簡潔に『実紀』と注記する。

- (13) 前田育徳会所蔵「天寛日記」など江戸幕府日記系の可能性があるが、まだ確認の機会を得ていない。

- (14) この忠利書状の「かゝ筑前」は、本来なら「加賀肥前」と書くべきところ「筑前」と誤記したようである。『細川家史料』もそのように校訂し前田光高と注記する。忠利書状では前田家の「筑前守（光高）」と「肥前守（利常）」を取り違える誤記が

間々あるので注意を要する。

- (15) 利常が確実に秀忠に御目見できたのは、二月二日の「大御所御不」と雖も今日御座所に国持の諸大名をめして謁見『実紀』(表1)のみである。しかし、これは一同揃つての拝謁のようであり、秀忠との個別の御目見がなきまま年を越した可能性もある。なお「三壺聞書」は横山康玄の弁明成功の後日譚として「追付御目見と御内書有之、登城被成」と記すが、これは直ちに採用できない。さらに確実な史料を探したい。
- (16) 寛永八年二月二日忠利書状案『細川家史料』108に「西国衆不残、越年江戸にて可仕之由昨日被仰出候」とあり、毛利秀就・鍋嶋勝茂・藤堂高次らは將軍に御暇を申しでる機会なきまま俄に越年となつたと記す。
- (17) 寛永八年から九年にかけに江戸の金地院崇伝の日記「本光国師日記」(刊本『大日本仏教全書』18 本光国師日記第五)名著普及会、復刻一九八二年)および「山内家御手許文書」(土佐山内家宝物資料館蔵)など。
- (18) 山本博文『徳川秀忠』(吉川弘文館、二〇二〇年)、注7山本『江戸城の宮廷政治』。
- (19) 福田千鶴『御家騒動』(中央公論新社 二〇〇五年) 177-182頁、注3福田『幕藩制的秩序と御家騒動』260-275頁。
- (20) 忠利は正月二〇日書状(豊後目付森重政宛：十六日)で「松宮内殿(池田忠雄) 出入も相済、彼構のものゝ親、池備中殿(池田長幸) 預、国へ被遣候」と父に報せている。
- (21) 倉地克直『池田光政』(ミネルヴァ書房 二〇二二年) 21頁。
- (22) 七月十五日付の忠興書状で「大炊殿北国との縁辺之儀、駿河殿之事も在之間、当年ハ被延候様ニと北国へ被申理候由候、駿河殿之儀ニ此縁辺差合可申儀ニあらず候、江戸中上下共ニ此縁辺合点不参由申ニ付、大炊殿へ何者そ異見申候かと推量之由、必左も可在之候、將軍様御前不可然儀候、是ニ付、六祝言之儀を大炊殿へ申候時、我等も事之外申そこなひ仕候而留りかね申候つる事」(忠利宛：四〇〇)と忠利に推測は妥当だと答えている。
- (23) 『加賀藩史料』二編。
- (24) 細川忠利書状は「筑前殿御母儀、事之外御迷惑かり」とするが、光高母天徳院は元和八年にすでに死去していたので、これは「肥前殿御母」のことと判断される。
- (25) 『江戸幕府日記 姫路酒井家本』巻一(ゆまに書房 二〇三二年)。
- (26) 『金沢城研究』一八号、二〇二〇年。
- (27) 前掲『幕府日記』巻一。五月五日条によれば千勝・宮丸は端午節句に出座したが、三月三日条では欠座した。
- (28) 『幕府日記』二月十二日条に「長福殿(徳川光貞)へ御鷹之鷹

二被下御使本多美作守、松平越後守（光長）鷹一、仙勝（利次）
宮松（利治）江鷹老宛右両人之御使ハ御使番衆、四月六日条
に「仙勝・宮松へ御鷹之鷹老宛被下、使高木筑後」とある。

- (29) 笠谷和比古『近世武家社会の政治構造』第一〇章「大名改易論」二節（吉川弘文館 一九九三年、初出一九九一年）で「寛永九年の加藤忠広改易事件」を従来家光の武断政治の代表として論じてきた誤りを正す立場から事件の実態を初めて本格的に究明、加藤家の家政における救いがたい混乱と藩主の不明ぶりを明確にした。

- (30) 福田千鶴「加藤忠広の基礎的研究」『九州文化史研究所紀要』六二号、二〇一九年。また福田正秀『加藤清正と忠広 肥後加藤家改易の研究』（制作熊本城顕彰会、発売星雲社、二〇一九年）は寛永期の忠広の動静や閨閥などにつき新史料も駆使し具体的に論ずる。これらは笠谷論文とともに忠広改易事件に関する最新の成果である。